地方独立行政法人大阪産業技術研究所 随意契約見積心得

制定 平成29年4月1日 改定 令和3年4月1日 改定 令和4年4月1日

(目的)

第1条 この心得は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所(以下「法人」という。)が行う随意契約の場合における見積書の徴取その他の取り扱いについて、見積りをしようとする者(以下「見積者」という。)が守らなければならない事項を定めるものとする。 (法令等の遵守)

第2条 見積者は、関係法令、法人の会計及び契約に関する規程並びにこの心得を遵守しなければならない。

(公正な見積りの確保)

- 第3条 見積者は、次に掲げる行為を行ってはならず、独自に見積り価格を決定しなけれ ばならない。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)及び刑法(明治40年法律第45号)等に抵触する行為を行うこと。
 - (2) 他の見積者と見積価格又は見積意思について相談を行うこと。
 - (3) 第11条の規定による契約の相手方の決定の前に、他の見積者に対して見積価格を 意図的に開示すること。

(仕様書等の熟知)

第4条 見積者は、法人の見積依頼内容等を熟知の上、見積りしなければならない。この場合において、見積依頼内容等について疑義があるときは、法人に対し説明を求めることができる。

(見積り等)

- 第5条 見積者は、見積作成日を記入し、記名(1件の取引価格が20万円以下を除く)、 見積書を提出しなければならない。
- 2 見積書に記載する合計金額には、契約希望額(消費税課税事業者にあっては税込価格) を記入すること。
- 3 見積書が、見積依頼において指定した日時までに到達しないときは、当該見積は無効とする。
- 4 見積書を提出した後は、当該提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

5 前各項の規定は、法人が別に指示する場合は、適用しない。

(見積りの辞退)

- 第6条 見積りを依頼された者(以下「見積参加者」という。)は、第11条の規定による 契約の相手方決定に至るまでは、いつでも見積りを辞退することができる。
- 2 指定した期日を過ぎても見積書を提出しない場合は、当該見積者が見積りを辞退したものとみなす。
- 3 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の入札及び見積り参加について不利益な扱いを受けない。

(見積りの取り止め等)

- 第7条 見積参加者が第2条又は第3条の規定に抵触する疑いがあるときなど、法人が必要と認めるときは、見積書の検討の執行を延期し、又は取り止めることがある。
- 2 前項の場合において、法人が調査を行うときは、見積参加者は当該調査に協力しなければならない。
- 3 見積書の提出に当たって、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、見積合せの執行を延期し、又は取り止めることがある。

(見積書の取扱い)

第8条 提出された見積書は返却しない。見積参加者が連合若しくは不穏な行動をなす等 の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、見積書を必要に応じ て公正取引委員会に提出する場合がある。

(再度見積り)

- 第9条 見積合せ及びその者でないと履行できないという特定の相手に見積りを依頼する場合(以下「特命見積り」という。)において、予定価格の制限の範囲内の見積りがないときは、必要に応じ再度の見積りを依頼する。
- 2 特命見積りにあっては、予定価格の制限の範囲内の見積りがあっても、再度見積りを 依頼することがある。
- 3 前2項の場合において、再度見積り依頼を受けた者が辞退した場合にあっても、これを理由として以後の入札及び見積合せについて不利益な扱いを受けない。

(見積りの無効)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。
 - (1) 見積参加者以外の者がした見積り
 - (2) 指定した日時及び場所に提出されなかった見積り
 - (3) 記名を欠く見積り(1件の取引価格が20万円以下を除く)
 - (4) 金額を訂正した見積り、又は金額の記載の不鮮明な見積り
 - (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
 - (6) 談合その他不正行為により行ったと認められる見積り
 - (7) 同一の見積合せについて、2以上の見積りをした者の見積り

- (8) 法人から示した条件以外の条件を付した見積り
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この心得に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

- 第 1 1 条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じて、法人が予定価格の制限の範囲 内で最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。
 - (同価格の見積りをした者が2者以上ある場合の契約の相手方の決定)
- 第12条 契約の相手方とすべき同価格の見積りをした者が2者以上あるときは、法人が 指定する日時及び場所において、当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を 決定する。ただし、法人が別に指示する場合は、この限りでない。
- 2 前項の場合において、当該見積りをした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該見積合せ事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約手続きの開始)

第13条 第11条及び前条の規定により契約の相手方となった者は、速やかに契約の手続きを開始しなければならない。

(契約の締結等)

- 第14条 第11条及び第12条の規定により契約の相手方とされた者は、契約書の作成 が必要な場合には法人から交付された契約書に記名押印し、契約の相手方と決定した日 から10日以内に、これを法人に提出しなければならない。ただし、法人の承諾を得た 場合は、この期間を延長することができる。
- 2 前項に規定する期間内に記名押印した契約書を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。
- 3 法人は、契約締結までに次の各号に定めるもののうち、第1号及び第3号、又は第2号及び第3号に該当した者とは契約をせず、第4号又は第5号に該当した者とは契約を しないことがある。
 - (1) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
 - (2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
 - (3) 地方独立行政法人大阪産業技術研究所発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する誓約書を提出していない者。
 - (4) 地方独立行政法人大阪産業技術研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
 - (5) 法人及び設置団体の契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求 を受けた者

(異議の申立)

第15条 見積者は、見積書提出後、この心得、仕様書等についての不明等を理由として

異議を申し立てることはできない。

(その他)

第16条 その他見積合せ及び特命見積りに際しては、すべて法人の指示に従うこと。

附 則

(施行期日)

この心得は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この心得は、令和4年4月1日から施行する。